

野木ブランド認定要綱

(目的)

第1条 この要綱は、野木町内の優れた地域資源や特産品を「野木ブランド」(以下「ブランド」という。)として確立し、販路の拡大等によって町の知名度、イメージアップの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認定品 認定の申請があったもののうち、認定審査基準に適合するものとして町長が認定したものをいう。
- (2) 認定事業者 ブランドの認定を受けた者をいう。

(推進本部)

第3条 町長は、ブランドに関する事項を審議するため、野木ブランド推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

- 2 推進本部の組織運営に関し、必要な事項は別に定める。

(認定審議会)

第4条 町長は、ブランドの認定のための諮問機関として、野木ブランド認定審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

- 2 審議会の組織運営に関し、必要な事項は別に定める。

(認定審査基準)

第5条 町長は、ブランドの認定審査基準を別に定める。

(申請者の要件)

第6条 ブランドの認定を申請できる者の要件は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 町税を完納していること。
- (2) 過去5年以内に問題又は事故を起こしていないこと。
- (3) 審議会の委員又はモニターでないこと。

(申請商品)

第7条 ブランド認定を申請する商品等(以下「申請商品」という。)は、以下のとおりとする。

- (1) 一次産品、加工品、工芸品又は町内産業の製品・技術等であって、原則として野木町を含む栃木県内で生産、製造もしくは加工されたもの又は町内の生産物を材料として製造もしくは加工されたもの。
- (2) 認定申請のためだけに特別に加工され、又は製造されたものでないこと。

(募集期間)

第8条 ブランドの認定申請は、年1回期間を定めて募集する。

(認定の申請)

第9条 ブランドの認定を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、野

木ブランド認定申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）等を町長に提出するものとする。

2 申請者は、審査に必要な数量の申請商品を提出するものとする。

（報告及び調査）

第10条 町長は、審査を行うために必要があると認めるときは、申請者に対して必要な報告を求め、又は申請商品に関するすべてを調査することができる。その際の費用は、申請者の負担とする。

（認定の決定）

第11条 町長は、推進本部の審議の結果、認定審査基準に適合すると認められたときは、申請商品についてブランドとして認定し、認定事業者に対して野木ブランド認定証（別記様式第2号）を交付するものとする。

2 町長は、推進本部の審議で認定審査基準に適合しないと認められたときは、当該申請者に対してその理由を付して通知するものとする。

（認定の有効期間及び認定の更新）

第12条 ブランドの認定の有効期限は、認定のあった日から3年とする。

2 ブランドの認定の有効期間が満了となる場合において、引き続き認定を希望する場合は、申請書を提出し審議会に諮った後、町長が承認をする。

3 町長は、前項の承認をした場合は認定事業者に対して認定証を交付するものとする。

（認定の表示）

第13条 認定事業者は、認定品及び認定品の包装、容器等にブランドとして認定を受けたものであることを表示する「野木ブランド認定シール」（以下「認定シール」という。）を使用することができる。

2 認定シールは別表1に定めるとおりとする。

（認定内容の変更）

第14条 認定事業者は、次の各号のいずれかに該当したときは、速やかに野木ブランド認定申請書事項変更届出書（別記様式第3号）を、町長に提出しなければならない。

(1) 認定品の申請者の氏名又は名称若しくは代表者を変更したとき。

(2) 認定品の名称を変更したとき。

(3) 認定品の生産又は製造を廃止若しくは販売を中止したとき。

(4) 認定品の包装又は容器に係るデザインを著しく変更したとき。

(5) その他申請書記載事項等に変更が生じたとき。

（認定の取消し）

第15条 町長は、認定品及び認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、推進本部の審議を経て認定を取消することができる。

(1) 認定を受ける要件又は資格を欠くに至ったとき。

(2) 認定審査基準に適合しないと認められるとき。

- (3) 虚偽の申請により認定を受けたとき。
 - (4) 認定品の生産又は製造を廃止若しくは1年以上中止したとき。
 - (5) その他制度の運用に重要な支障をきたす行為があったとき。
- 2 町長は、認定を取消したときは、野木ブランド認定取消通知書（別記様式第4号）により認定事業者に通知する。

（認定事業者の責務）

第16条 認定事業者は、この要綱の規定を誠実に遵守するとともに、次に掲げる事項について特に留意しなければならない。

- (1) 認定品の生産、製造、販売等を通じて、当該認定品の情報発信を積極的に行い、野木町に対するイメージの向上につなげるよう努めること。
 - (2) 認定品の計画的な生産、製造及び適正な品質管理並びに流通体制の整備に努めること。
- 2 認定品の品質、流通、販売等において事故等の問題が生じたときは、認定事業者が責任を負うものとする。この場合において、認定事業者は当該問題の内容について、野木ブランド事故等発生報告書（別記様式第5号）により速やかに町長に報告しなければならない。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。